

令和4年9月定例会 建設企業委員会委員長報告

17番 鈴木 洋一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

建設企業委員会に付託されました6件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、都市整備部の所管事項について申し上げます。

公園整備についてであります。

少子高齢化、人口減少が進行し、また市民のニーズが多様化する中、新たに土地を造成し公園の面積を増加させる段階から、質や価値を高め、既存施設を効果的に活用していく段階に移行していると説明がありました。

公園は、幼児から高齢者まで幅広い年齢の方が利用する場所であり、市民の関心が高いところです。

多くの市民が安全・安心に利用できるよう維持管理に努めるとともに、価値ある、魅力的な公園とするため、関係部局とも連携を取りながら、活用方法を広く検討するよう要望いたしました。

次に、建設部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、市道の維持管理についてであります。

市では、職員による幹線道路のパトロールに加え、郵便局と道路損傷の情報提供を受ける協定を結び、安全な道路の維持管理に取り組んでいるとのことであります。

しかし、本年7月に、市道地下に生じた空洞のため道路が陥没し、車両が損傷するという事故が発生しました。

今回の事故は人命に関わるものではありませんでしたが、道路の瑕疵は大きな事故につながりかねないものであります。つきましては、きめ細やかな道路の安全管理を

お願いするとともに、災害時に特に重要な幹線道路については、空洞化調査の検討を進めるよう要望いたしました。

2点目は、地籍調査事業についてであります。

中山間地域においては、土地所有者の高齢化が進んでいるため土地の境界がわからなくなることも危惧されており、地籍調査による境界確定が急がれるところですが、国土調査法等の改正に伴い、地籍測量の新たな手法として航測法が位置付けられたとの説明がありました。

つきましては、関係部局との連携を図りながら、先進技術を用いた効率的な地籍調査方法を研究し、早急に進めていくよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和4年9月定例会 総務委員会委員長報告

19番 松井 英雄でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました7件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、会計局の所管事項について申し上げます。

キャッシュレス決済についてであります。

市では、昨年1月から、市役所窓口で取り扱う一部手数料や施設の入館料等の支払いにスマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済を導入しております。

また、本年11月からは、市民窓口課の窓口において、クレジットカードや電子マネーにも対応するマルチ決済が導入されるほか、納税に関しては、来年4月から、固定資産税と軽自動車税を対象に全国統一のQRコードを印字した納付書の運用を始めることによって、クレジットカード等による納付が可能となるなど、様々な手続において、順次、キャッシュレス決済の導入が進められているとのことであります。

キャッシュレス決済の導入で利用可能な納入方法が増えることにより、市民の皆様の利便性がさらに向上します。収納金の受入窓口となる会計局におかれましては、今後も引き続き、各種手続における納入方法の多様化の取組を支援するよう要望いたしました。

次に、消防局の所管事項について申し上げます。

先日、上野三丁目地籍において発生した火災についてであります。

初めに、このたびの火災で被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

9世帯21人がり災された規模の大きな火災であり、焼損状況や出動状況など、火災の概要について説明がありました。なお、火災の原因については現在調査中とのこと

であります。

本火災では、消火活動中に消防隊員2名が負傷したとのことでありますので、現場活動における職員の安全管理を改めて徹底していただくよう要望いたしました。

また、この火災における、被災された方々への対応につきましては、支所や庁内関係部局と情報共有・連携し、部局横断的にきめ細やかな支援に取り組むよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和4年9月定例会 福祉環境委員会委員長報告

22番 北澤 哲也でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました5件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第60号 令和4年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第3款 民生費、第1項 社会福祉費について申し上げます。

冬季暖房費に対する助成金は、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯に対し、1世帯当たり5,000円を助成するものであります。この助成が原油価格の高騰に直面する生活困窮者の負担を軽減する目的であることを鑑み、実施に当たっては、簡易かつ効率的な手続により、これを必要とするより多くの対象者へ助成金が行き届くよう要望いたしました。

次に、同じく、歳出、第4款 衛生環境費、第2項 環境総務費について申し上げます。

国の脱炭素社会構築への転換方針とコロナ禍における原油価格高騰を受け、地方創生臨時交付金を財源として、電気自動車の充電設備を設置するものであります。この財源は、幾つかある充電設備の設置に対する補助金等の財源の中で、補助率、採択までの期間等の条件が最も有利なものであるとのことです。

今後も脱炭素社会構築に向け、様々な方面から設置に対する補助制度が想定されることから、国等の補助制度を十分に比較検討し、最も有利な財源の確保に努めるよう要望いたしました。

次に、保健福祉部の所管事項について申し上げます。

おでかけパスポート事業についてであります。

おでかけパスポート事業は、高齢者の健康づくり、生きがいつくりの推進及び積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関であるバスの利用促進を図るもので、利用者に好評をいただいているものであります。

地域連携 I C カードシステムの導入に伴い、持続可能な事業とするために見直しの検討を進めるとのことですが、今後、利用者の利便性向上の観点からその仕組みを検討するとともに、経費などの課題にあっては十分な洗い出しをするよう要望いたしました。

次に、こども未来部の所管事項について申し上げます。

ヤングケアラーの支援等についてであります。

ヤングケアラーについては明確な定義はありませんが、今後は概ね30歳代までの若者を支援の対象とした点、また、ヤングケアラーコーディネーターを設置し、寄り添った相談・支援をしていくとした点は評価するものであります。

しかし、ヤングケアラーの方の中には、学齢期に人とのコミュニケーションを学ぶ機会が乏しかったことから、相談することができない方もいると言われております。

そのような方々には、より一層寄り添い、傾聴し、さらに関係部署と連携し支援につなげていく体制を構築するよう要望いたしました。

最後に、環境部の所管事項について申し上げます。

ごみ指定袋の価格についてであります。

原材料費の高騰に伴い、ごみ指定袋の販売価格が僅かながら値上がりしている事例があるとのこと。今のところ市民の生活に影響を及ぼすような値上がりではないものの、他市においては製造業者等に原材料費の高騰に係る補助をすることで、販売価格の上昇を抑える対策を講じている事例があるようです。

本市につきましても、他市の先行事例を参考に、市民の負担を上げないという視点において、補助制度の検討をするよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和4年9月定例会 経済文教委員会委員長報告

12番 黒沢 清一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました3件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、教育委員会の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、学校施設等の安全確保についてです。

日々、現場の教職員は、子供たちの安全・安心のために施設の安全点検を行っています。また、令和3年4月に宮城県白石市の小学校で、防球ネットの支柱が折れ、転倒した事故などを受けた、文部科学省通知に基づき、市内小・中学校において、施設設備の安全点検が行われましたが、同年11月に学校の石碑が倒れる事故が発生してしまいました。この事故を受けて実施した点検において、安全対策が必要な石碑などが複数判明しております。これらについては、令和4年度中に対応予定とのこと。

子供の安全・安心に関することなので、改めて、施設の点検をしっかりと行うことを要望いたしました。また、施設の長寿命化という観点から、建物本体だけでなく、附帯設備についても点検や予防的補修を行うことを要望いたしました。

2点目は、スクールソーシャルワーカーについてであります。

不登校児童・生徒の早期発見、早期対応にはスクールソーシャルワーカーの活動が重要で、社会的自立に向けた細やかな支援に繋げることが期待されます。令和4年度予算においては、諸課題に対応するスクリーニング会議や個別支援・訪問回数を拡充することとしており、スクールソーシャルワーカーの任用を昨年度の2名から4名へ増員し、活動時間も675時間から1,750時間に増加しております。

個別の支援会議の開催数については、昨年度の同時期と比べて 1.5倍多くなっており、予算が不足する可能性があるとのこと。児童・生徒に寄り添った支援を継続できるよう、来年度に向けて検証することを要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第7号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「制度の堅持はもちろん、国庫負担率が3分の1になったことにより地方の負担が増えているため、負担率2分の1の復元を国に対し求めていくべきである。」、「国としては憲法に基づき、義務教育を受ける権利を保障しなければならず、本来、国庫負担率は100%でなければおかしいので、この請願は採択する必要がある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「国においては、制度を堅持し、現在進めている35人学級を1年でも早く進めていくことが肝要である。」、「令和7年度までにしっかりと35人学級を進め、完結することが最優先である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第8号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「OECD38か国の中でも日本の学級人数は多いため、余裕のある教育を目指す必要がある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「子供の数が21人の場合、10人規模の2クラスに分かれてしまう。子供たちにとってどのような環境がよいのか、日本においてはもう少し議論が必要である。」、「今は国において35人学級に取り組んでいる途中である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第9号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「教育にはお金がかかり、学習の場を保障するためには支援が必要である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「高等学校等就学支援金について、現在の年収910万円という所得制限は低い金額ではない。ある程度の収入がある世帯には負担を求め、必要としている世帯に支援をしていくことが大切である。」、「市立長野高校における令和4年度の就学支援金受給率は80%を超えており、既にかんりの生徒が支援を受けている状況である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第10号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「小・中学校では不登校児童・生徒を支援する体制ができているが、義務教育が終了した高校での支援は課題である。30人規模学級ができれば、中学校卒業後の進路先として生徒にとっての希望になる。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「長野市周辺の地域高校は既に30人規模学級になっている。」、「地域高校の魅力や特色を出す取組がまずは必要である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第11号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「本市に限らず、長野県全体のへき地に勤務する教員について、へき地手当の支給率を近隣県並みの水準に戻すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「へき地に勤務することが、特に医療等につ

いて、命に関わる危機的状況を招いているとまでは言えない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第12号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和4年9月定例会 決算特別委員会委員長報告

38番 小林 義直でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、決算特別委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました3件の議案につきましては、いずれも原案を可決すべきものと決定し、2件の認定議案につきましては、いずれも原案を認定すべきものと決定した次第であります。

本委員会に付託されました議案は、企業会計の未処分利益剰余金の処分に関する議案3件並びに、一般会計と、9つの特別会計、6つの財産区特別会計及び4つの企業会計、合わせて20会計の決算認定案件2件でありました。

本委員会は、正副議長、監査委員を除く34人の議員で構成し、委員会内に各常任委員会が所管する事項と同様の事項を審査する総務分科会、福祉環境分科会、経済文教分科会、建設企業分科会の4分科会を設置し、付託案件を分担審査いたしました。

その後、委員会において各分科会の報告を受け、採決を行ったものです。

次に、各分科会において審査され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、総務分科会で審査された事項についてであります。

一般会計の歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費、7目 企画政策費について申し上げます。

やまざとビジネス支援補助金についてであります。

市では、中山間地域の資源を活用する事業に要する費用の一部を補助することで、地域における雇用や地域内への経済波及効果の創出、課題解決など地域の活性化に役立てる取り組みを行っているところです。

しかし、やまざとビジネス支援補助金の申込について、令和3年度に採択された

事業は1件にとどまり伸び悩んでおります。事業を起こしたい方のなかには、申請に慣れていない方も多いため、利用に向けたフォローアップをしていただくように要望いたしました。

次に、一般会計の歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費、3目 財政管理費について申し上げます。

ふるさと納税についてであります。

市では、古くから善光寺の門前町として発展し、歴史と文化、自然に彩られた、長野らしい魅力あるまちを目指しています。長野市にゆかりがある、「ご縁」で結ばれた方からのご寄附は、幸せを実感できる理想のまちを目指す大きな力となります。

令和3年度は、過去最高の約11億5,000万円の歳入を確保し、返礼品については果物やみそ、おやきなどに人気があり、多くのリピーター獲得に効果をあげていることについて大変評価いたします。

なお、寄附金の増加に伴い、経費も増大しますが、ふるさと納税が地域の特産品を返礼品として扱うなど、地域振興に資するものであるため、引き続き歳入の確保に努めながら、さらに地域をPRできるような返礼品メニューの拡充や地域経済の発展に貢献できるよう、積極的に取り組んでいただくよう要望いたしました。

続きまして、福祉環境分科会で審査された事項についてであります。

一般会計の歳出、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、3目 母子福祉費について申し上げます。

市では、条件を満たすひとり親家庭の小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒に対して、学習習慣づけを目的として学習支援事業を行っていますが、令和3年度は、定員225名に対し、84名の利用にとどまっています。

このため今年度から、より多くの方に利用していただけるよう学習会場を増やしているとのことですが、利用者の増加にはつながっておらず、9月現在、定員240名に対し、75名程度の利用状況となっています。

つきましては、対象世帯のニーズを把握し応えることで、十分に利用される制度となるよう要望いたしました。

次に、一般会計の歳出、第3款 民生費、第3項 老人福祉費、1目 老人福祉総務費について申し上げます。

令和3年10月1日に開設された「おひとりさま」あんしんサポート相談室では、身寄りのない「おひとりさま」の困りごとや、将来への不安、任意後見制度活用など総合的な相談に対応しています。

令和3年度中に508件の困りごと等の相談があるなどニーズも多く、さらに、身寄りのない「おひとりさま」が増えていく中で、任意後見制度活用だけでは対応できない、緊急に死後事務等が必要なケースも増えてきています。

つきましては、人員や予算を拡充し、必要とする市民の皆さんにサービスが行き届くような相談体制を整えることを要望いたしました。

続きまして、経済文教分科会で審査された事項についてであります。

一般会計の歳出、第10款 教育費、第1項 教育総務費、3目 教育指導費について申し上げます。

市では、令和2年9月に国が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方策を踏まえ、部活動の段階的な地域移行に向けた研究を始めていますが、指導者や運営を担う人材不足が課題となっています。

部活動を地域に移行する転換期においては、市が雇用する部活動指導員を増員するなど、教員の負担を軽減しながら、段階的に地域の諸団体に運営を委ねていく方法も考えられます。

その際、部活動の受け皿となる地域のスポーツ、文化芸術の諸団体が安定した運営を続けられるように、関係部局が連携した積極的な支援を要望いたしました。

次に、一般会計の歳出、第2款 総務管理費、第1項 総務管理費、7目 企画政策費について申し上げます。

スマートシティ推進支援業務委託費により、スマートシティ NAGANO 基本計画を策定し、その推進主体として、産官学金が連携した NAGANO スマートシティコミッション、通称ナスクを設立しました。これらは、市民生活の質や利便性を向上させるとともに、持続可能な地域産業の確立を通じて、未来の本市経済を支える産業基盤を構築することを目指しているものです。

新しい用語が多く分かりにくい部分もあるため、今後、スマートシティの取組を市民に対して丁寧に説明し、市民が一体となって取り組む機運を醸成することを要望いたしました。

続きまして、建設企業分科会で審査された事項についてであります。

建設部の審査について申し上げます。

一般会計の歳出、第8款 土木費、第2項 道路橋りょう費、2目 道路維持費について申し上げます。

令和3年度は降雪量が多く、除雪に多大な経費を要したため、第12節の委託料には、工事請負費などの他節や他目から多額の流用がされております。

予算補正も行われ増額されていますが、多額の予算が流用されていることから、除雪委託費を確保するために道路工事等の他の事業が制約されたようにも受けとれます。

予算執行において除雪費に不足が想定される場合は、他の事業を制約することがないように適切な時期に予算補正を行うよう要望いたしました。

次に、都市整備部の審査について申し上げます。

当初予算とほぼ同額が翌年度繰越額となった事業や、前年度繰越事業費から不用額が生じている事業が見られ、その理由として、事前の調査では見込めなかった地下に埋設されていた支障物の撤去や、工事にあたり地元との調整に不測の日数を要したためと説明がありました。

工事の平準化等の目的から繰越明許費についてはやむを得ない場合もありますが、単年度会計主義の観点から、実施の見通しを立てた上で予算化をするよう要望いたしました。

以上、各分科会で審査された主なる事項について御報告申し上げます。

分科会及び委員会における意見、要望につきましては、各部局が真摯に受け止め、次年度の予算編成や事業執行に反映されるよう切に望むものであります。

以上で報告を終わります。

令和4年9月定例会 災害対策等調査研究特別委員会委員長報告

28番 佐藤 久美子でございます。

私から、災害対策等調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、令和元年に発生した東日本台風災害を踏まえ、近年、頻発化、激甚化する災害に備えるため令和2年10月に設置され、令和3年10月からは調査項目に感染症を加えました。

市では、令和元年東日本台風災害からの復旧・復興について「長野市災害復興計画」を策定し、令和6年度までを計画期間として各種事業に取り組んでおります。

また、地域防災計画等の更新、総合防災情報システムの更改、要介護者や重度障害者などが避難できるように個別避難計画の作成等、災害時対応を進めています。

新型コロナウイルス感染症対策についても、国・県と連携して、全庁的な取組を推進しているところです。

本委員会ではこれらの重要な問題について、8回の委員会と2度の管内視察で調査研究を重ねてまいりました。

その活動の中で出された意見等について、2点申し上げます。

1点目は、「避難所運営マニュアル等の活用」についてです。

市では、6,000人を超える市民が避難した令和元年東日本台風災害の経験を踏まえ、避難所の開設マニュアル及び運営マニュアルの更新作業を行ってきました。避難所の開設及び運営を経験したことによる「避難所運営委員会」の設置など多くの見直しや、新型コロナウイルス感染症への対応を盛り込むなど、適切な避難所運営の実現に寄与するマニュアルが完成したことについて高く評価いたします。

その上で、いざと言う時に、円滑な避難所の開設及び運営が行えるように、避難所の責任者になる職員をはじめ、担当職員に事前の研修、訓練を行うこと、60ページを超える詳細なマニュアルであるため、市民向けの分かりやすい概要版を作成して広く周知すること、また、状況に応じた更なるバージョンアップを要望いたしました。

2点目は「避難情報発令と避難行動の周知」についてです。

国では、令和元年東日本台風災害等を踏まえて、令和3年5月に、レベル4の避難

勧告を廃止のうえ避難指示に一本化し、またレベル3で高齢者等が避難することなどを明記した改正災害対策基本法を施行しました。

市では、これまでと異なる避難情報が発令されることを周知するとともに、令和4年3月には、市民への主たる避難情報伝達経路である防災行政無線同報系のデジタル化整備を完了し、また、令和3年4月には、スマートフォンなどを利用した防災アプリ「長野市防災ナビ」を使った、新たな情報の発信手段を整えました。さらに、出前講座等により、逃げ遅れを防止するため、自分や家族がとるべき防災行動を時系列に整理したマイタイムラインの作成を呼び掛けるとともに、わが家の避難行動確認シートを広報ながので全戸配布するなどの取組を行っています。

しかし、避難情報改正後、レベル4の避難指示が発令された災害において、避難指示を認知しても、市民の避難行動に結びつかないことがあることは、大きな課題であると考えております。

市民の認識を新たな避難情報に変えるための周知と、災害時に避難指示が発令された際、市民が、まずは自らの安全を確保するための行動を起こすことで難を避ける意識になるよう啓発に取り組むことを要望いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で3年ぶりの開催となった「市民と議会の意見交換会」では、令和元年東日本台風災害で被災された方や、ボランティア活動をされた方、地域の防災活動をされている方等、多くの方にご参加いただき、災害時の情報共有の重要性や地域ネットワークの構築、平時におけるボランティアと行政との連携の必要性など、貴重なご意見をいただきました。

令和元年東日本台風災害からの復興は、公共施設等、ハード面の整備は着実に進んでおり、心の復興についても、住民同士が地域に誇りを持ってその場所で生活し、将来に希望をもってその地に住み続けていきたいと感じられるように引き続き取り組んでいただくことを要望いたしました。

昨今、日本各地で起こっているこれまでの想定を超える自然災害への備え等、難しい対応が想定されますが、市民の生活と安全を守るため、堅実な対応を望むものです。

以上で報告を終わります。

令和4年9月定例会 観光戦略調査研究特別委員会委員長報告

34番 西沢 利一でございます。

私から、観光戦略調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、令和3年9月に、ポストコロナの活性化策として、広域連携、スポーツコンベンション、地域のまちづくり等を踏まえた観光戦略について、調査・研究を行うために設置されました。

本委員会では、主な調査研究テーマを「善光寺御開帳の観光誘客について」、「御開帳後の観光誘客の取組について」及び「スポーツコンベンションの推進について」の三つに定め、調査研究を行ってまいりました。

また、新しく完成した森の駅Daizahoushiを始めとした飯綱高原エリアの観光施設の視察と、松代地区において体験型の人と触れ合うサイクリングツアーの視察を行い、5月には市民と議会の意見交換会を開催しました。

それらの調査研究の中で出された主な意見等について、申し上げます。

初めに、善光寺御開帳の観光誘客について申し上げます。

今回の善光寺御開帳は新型コロナウイルス感染症が終息しない中で行われました。

本委員会としましては、今回の善光寺御開帳は経済活性化も重要ではありますが、訪れる人の安全・安心を重視して感染拡大対策を行うとともに、実施している感染拡大対策を市民に対し情報発信し、周知徹底を図ることを要望しました。

日本一の門前町大縁日を含めた御開帳関連事業において、事業の実施者と長野市が、感染症対策の基本的な考え方を共有し取組を推進するなど、感染症防止対策がなされていたこともあり、感染を拡大させずに閉幕を迎え、関係者の対応に感謝申し上げるものであります。

次に、御開帳後の観光誘客の取組について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本市の観光産業が非常に大きな影響を受けていることに加え、善光寺御開帳後には観光需要が落ち込むことも予想されることから、アフター御開帳に向けた取組が必要とされています。

また、観光の潮流が、「地域内の観光地に旅行者を囲い込む」時代から、「旅行者が地域の生活エリアで人々と交流する」時代へと変化し、旅行者が、訪れた場所やコンテンツの数といった量ではなく、対話の深さや人と関わる時間などの質を求めていることから、体験型のコンテンツの提供が必要になっています。

長野市でも、善光寺界限や松代・戸隠地区などで体験コンテンツの開発を推進し始めておりますが、観光客が地域の人々と交流することは地域の活性化につながるため、中山間地域を含めた市内の各地域から良いアイデアを吸い上げて、体験コンテンツの開発を推進していくことを要望しました。

なお、体験コンテンツの開発は、主に個人・事業者・地域が個々に行っておりますが、全体を俯瞰することも必要です。そのため、開発されたコンテンツに対しての助言や、コンテンツをターゲットごとに整理し紹介すること、個々のコンテンツを組み合わせるコースにし周遊を促すことなど、プロデュースが出来る仕組みを検討していくことを要望しました。

また、市民と議会の意見交換会において、長野市は、市民が観光客に対し、自分のおすすめの観光地や飲食店等を御案内するといった情報発信が足りないとお指摘いただいております。市民が情報発信をするためには、コンテンツを体験し、長野市をより知っていただく必要があることから、観光客だけでなく、市民の利用も促進することを要望しました。

最後に、スポーツコンベンションの推進について申し上げます。

本市では、行政と4つのプロスポーツチームが、共通の目標を設定し、達成に向けて活動することで、連携してスポーツを軸としたまちづくりに取り組むために、ホームタウンNAGANOまちづくり連携推進ビジョンを策定しました。

このビジョンで示されている、市民のスポーツ実施率65%、4チーム合計の年間観客動員数36万人、市内への経済波及効果41億円を行政とプロスポーツチームの共通の目標に設定し、目指していくという取組は重要であります。

つきましては、この施策が広く市民にメリットがいきわたる施策になるよう、長野市とプロスポーツチームとの連携を高めていくことを要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和4年9月定例会 公共交通対策調査研究特別委員会委員長報告

38番 小林 義直でございます。

私から公共交通対策調査研究特別委員会の報告をいたします。

本特別委員会は、交通弱者への配慮の観点を含めた公共交通について、調査・研究を行うために設置されました。

人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響から公共交通の利用者は減少しておりますが、運転免許を持たない高齢者や学生などの市民が、今後も公共交通を利用し続けられるようにすることが求められています。

そこで本委員会では、今年度新たに策定する長野市地域公共交通計画（案）を中心に、中山間地域オンデマンド交通システムの先行導入、バス共通ICカードKURURUの更新等について調査研究を重ねてまいりました。

この1年間の本委員会において出されました意見の中から主なる事項について申し上げます。

市はこれまで公共交通ビジョンや長野市地域公共交通網形成計画を定め、市民の生活に必要な交通手段の確保を進めてきていますが、市が実施するまちづくりアンケートの、優先すべき施策を選択する項目において「バス・鉄道など利用しやすい公共交通の構築」は、毎年上位にあがっています。このことから、市民生活において社会インフラである公共交通への期待は大きいことが伺えます。

今回策定される長野市地域公共交通計画（案）では、利用者数の減少や公共交通を維持するための行政負担の増加等の課題に対応し、バランスのとれた地域公共交通網の実現を目指しており、「市民の積極的な利用」を呼び掛けるとともに、「公共交通網とサービスレベルの維持」及び「地域特性に合わせた再整備」の二つの方針を掲げております。

公共交通網を維持するためには、「乗って残す」ことが重要でありますので、通勤・通学での利用促進やICカードKURURUの利用、子どもを対象にしたバスの啓発など、積極的な促進策を要望いたしました。

5月には市内の3つのコースに分かれてぐるりん号の乗車視察を行いました。コースによって利用者や利用状況が異なっている様子がわかりました。また、バス停まで遠いため利用ができない、通院している病院に行くための適した便がない等の理由で、公共交通を利用されていない市民もいます。

路線の見直し等を進めるにあたっては、市民の声にしっかりと耳を傾けるとともに、路線の変更や減便、廃止だけでなく、市民が利用しやすいものに変えていくという方法も併せて検討していくことを要望いたしました。

12月から信州新町でA I予約システムを導入したオンデマンド交通システムの実証実験が始まります。実証実験を行う中で、利用する方の声を聴きながら予約方法や乗降場所など改善していくとのことであります。

この実証実験を皮切りに、市では中山間地域エリアにおいて、今後、運行エリアの拡大を検討していくとしております。このデマンド交通システムが中山間地域において、効果的な輸送手段として定着することで、中山間地域のみならず、市街地等にも更なる展開が期待できることから、地域住民のニーズに対応した効果的な輸送手段となるよう要望いたしました。

最後に、長野市民の65%は日常的な移動手段として自家用車を利用しており、公共交通を利用する人は全体の7%に留まっています。車の利用を控えて公共交通に代えてもらうことでSDGsに掲げる脱炭素社会の実現につながります。高齢者は公共交通を使って外出することでフレイル予防につながります。今後も複数の課が連携して施策を推進し、市民に「乗って残す」意識を持ってもらい、より多くの市民が公共交通を利用していくことで必要な公共交通が維持できることを期待しております。

以上で報告を終わります。

令和4年9月定例会 農林業振興対策特別委員会委員長報告

33番 近藤 満里でございます。

私から、農林業振興対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、市内の農林業に関する施設を視察するとともに、農林業に関する皆さんとの意見交換などを実施しながら、調査研究を重ねてまいりました。その調査研究の中で出された農業振興と林業振興の主な意見等について、それぞれ申し上げます。

初めに、農業振興について申し上げます。

七二会・中条地区においてワイン用ぶどうの栽培状況を視察し、生産者の方々と意見交換を行いました。ワインのブランド化による地域活性化の可能性など、構造改革特別区域法による通称ワイン特区の認定後の市内ワイン生産振興と今後の新たな特産品育成に大変期待し、今後の支援のありかたの研究とともに状況を注視していきたいと思っております。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業で基盤整備を行っている若穂綿内東町地区を視察いたしました。ほ場整備による大区画化、勾配修正や段差の解消等により、スピードスプレヤーや高所作業車などの農業機械が安全に稼働できる環境が整い、果樹生産の効率化が図られています。農地を集積・集約し、生産性と収益性を高めることを期待しております。また、この地域の担い手が若手世代へと移行しつつあり、大変効果を感じております。

中山間地域においては、農業者の高齢化や後継者不足により遊休農地が増え、耕作されていない農地が、山林・原野化する傾向にあります。遊休農地は、有害鳥獣等の住処となる可能性がありますので、周辺農地に影響を及ぼさないよう所有者へ農地の維持管理について指導するよう要望しました。

農業の現場では、人手に頼る作業や長年の経験により培われる技術が多く、負担の軽減や省力化などが重要な課題となっておりますが、先端技術を駆使したスマート農業の取組には、課題解決の一策として大いに期待を寄せるところであります。

市では個人の農業機械の購入に対し、認定農業者及び認定新規就農者には補助率の2分の1以内で、上限額が認定農業者50万円、新規就農者80万円、中山間地域では補助率3分の1以内、上限額16万6千円で支援をしており、耐用年数2年以上の中古機械も対象としています。

新規就農者は複数種の農業機械が必要となるほか、新品は高額なため、耐用年数を大分超えた機械も数多く現役で活躍していることから、制度内容について更なる研究の必要性を感じたところです。現状では中山間地域に適した機械が少なく、高額なことから導入を躊躇される例もみられるため、引き続き導入にかかる支援の継続を要望しました。また、担い手確保の観点から、農業機械化補助金の拡大、親元就農者支援事業の年齢要件の緩和を要望いたしました。

新たな人材確保の手段として農業公社、農業政策課、障害福祉課の連携により取り組まれている農福連携事業は、農業分野の労働力不足だけでなく福祉分野の新たな就労機会の確保など双方の課題解決に期待するものであります。

次に林業振興について申し上げます。

今年1月に開催した特別委員会管内視察で市内木材事業所を視察いたしました。木材の地産地消の取り組み、住宅に対する顧客のニーズ、地域木材の使用状況等についてお聞きしましたが、継続的な担い手の採用は経営的に厳しい状況とのことであり、更なる林産業の活性化に有効な施策が必要と考えます。

令和元年度に開始された森林環境譲与税については、これまでの譲与額のうち約7割が今後の活用にあつては基金へ積み立てられている現状であります。市はその活用方法として、森林整備の推進、人材育成・担い手確保、木材利用の普及、森林とのふれあいの促進の4点を進めております。木材利用の普及については、現在、県産材及び市産材といった地域木材が十分に供給されていない状況にあることから、まずは市内に地域木材の流通が広がるよう、県の補助制度について、市民に周知いただくよう要望いたしました。今後、更なる有効活用の研究の必要性を感じております。

平成31年4月から、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図

ることを目的とする森林経営管理制度がスタートしています。この制度は、市町村も関わり手入れの行き届かない森林をまとめて団地化し、森林整備を実施するものですが、団地の集約化が大変であることを林業事業者からお聞きしております。森林経営計画を策定する段階から森林所有者と林業事業者の仲介役として市の役割を果たしていただけるよう要望いたします。

最後に、農林業振興対策特別委員会は、当初農業振興条例の制定を目指して設置され、条例制定後はより良い施策の展開に向けて調査研究を実施してまいりました。さらに農業委員の皆さんと定期的に意見交換を積み重ね、現場の皆様の声を直接伺うことの大切さを改めて感じ、「市民と議会の意見交換会」においても、参加者から農業の抱える従事者の高齢化や耕作放棄地、森林整備などの課題やご意見をお聞きしました。本委員会の委員一人一人が持続可能な農林業を積極的に推進していく必要があるとの思いを強くしたところでございます。

以上で報告を終わります。